

2021年9月15日

大阪府教育委員会
教育長 橋本正司 様

大阪府立高等学校教職員組合
執行委員長 志摩 毅

スマートスクール構想・「一人一台端末」に関する緊急申し入れ

国の「GIGAスクール構想」、大阪府の「スマートスクール構想」に伴い、現在、府立学校では「Chromebook」などの「1人1台端末」、ネットワークの整備がすすめられています。この端末配備や活用に当たって、学校現場で教職員の過重な負担や混乱が続いており、ただちに対応することが求められます。以上のことから、下記について、強く要請します。

記

1. 「1人1台端末」、ネットワークの整備

ICTを活用した教育活動の実施に際しては、家庭にインターネット環境がない生徒もあることから、パソコンや機材、ネット環境の整備について、府として支援策を講じ、経済的環境にかかわらず、すべての生徒の学ぶ権利を保障すること。

- ① 貸出用ルーターのデータ通信量について、各校のオンライン学習に必要な実態に応じた十分な容量を保障すること。
- ② 故意でない端末の破損、紛失時の費用負担を教職員、生徒・保護者に求めないこと。府の責任で包括的に対応すること。
- ③ 教諭、養護教諭、実習教員、非常勤教職員など授業を行うすべての教職員に大阪府の責任で端末を配備すること。
- ④ 安定したネットワークの運用のために必要な予算的・人的措置を行うこと。
- ⑤ 撮影機材やソフトウェアなど「1人1台端末」以外で必要となる物品整備の十分な予算措置を行うこと。

2. 技術専門員の配置、教職員の負担軽減

端末の整備と保守運営にあたっては「現場丸投げ」でなく、大阪府の責任において、必要な技術者と予算を措置すること。

- ① 常勤の技術専門員を定数化し、端末整備を教職員の業務から切り離すなど、負担が増大しないようにすること。
- ② 校内で過重な負担が強いられている「情報」担当者への時間数軽減や専門員配置など実効性ある負担軽減を行うこと。一部の教職員に過重な負担が集中する現状を府教委、学校長の責任で解消すること。

3. 教育活用、オンライン学習

ICT活用は目的でなく手段であって、生徒の学力、発達保障を充実させる観点で活用をすすめること。

- ① 「双方向オンライン学習」の実施は、「少人数学級」、教職員の抜本的増員を前提にすること。
- ② 端末について、教育課程の中で必要に応じて自主的な判断で活用できるようにし、一律に使用を求めないこと。
- ③ オンライン学習・教材の作成を押し付けないこと。また、教材作成にあたっては、教職員の創意工夫、自主性を尊重し、教材内容に関して介入しないこと。
- ④ オンライン学習はあくまで臨時休業などの緊急時の学習の補完措置であることを明確にし、通常時の授業の代替とはしないこと。
- ⑥ オンライン学習について、教材作成により発生する教職員の肖像権、知的財産権を保護する観点から、府教委としてガイドラインを示すなどの措置を行い、教職員の肖像（顔・姿）の収録を強制しないよう各校長に指導すること。万が一、肖像権・知的財産権の侵害があった場合の対応を府教委の責任で行うこと。
- ⑦ 教職員の創意工夫を励ます立場で支援を行うこと。活用法や実践事例を共有できる研修、日常的に操作方法、活用方法を相談できるサポートセンターの設置など、支援体制の充実を行うこと。